

政令 第百二号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第九条」を「第八条」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（法第八条の政令で定める都道府県）

第三条 第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

2 第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。